

35歳未満の若年者の 技能検定受検料が減免されます

日本でものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、35歳未満の方が技能検定の実技試験を受ける際の受検料が9,000円減免されます。また、3級の実技試験を受検する学生にあつては、従来通り、別途6,000円の減額があります。

1. 受検料減免の対象となる職種（等級）

| 職 種 | 等 級 |
|------------------|-------------|
| 鹿児島県が公示する 全職種 | 2級（五輪含む）・3級 |

※平成31年度以降は変更される場合があります。

2. 減免の対象となる方

(1) 実技試験を受検する方

(2) 平成30年の4月1日において、35歳に達していない方

①受検申請時に、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、学生証等）の提出が必要です。

②本人確認書類は減免対象・対象外に関わらず、申請者全員提出が必要となります。

なお、申請時、本人確認書類を必ず添付して下さい。

3. 受検料

①実技試験受検料

| 区 分 | | 従 来 | | 現 在 | |
|--------------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 級 | 年 齢 | 学 生 | 学生以外 | 学 生 | 学生以外 |
| 2級 (五輪含む) | 35歳未満 | 17,900円 | | 8,900円 | |
| | 35歳以上 | | | 17,900円 | |
| 3級 | 35歳未満 | 11,900円 | 17,900円 | 2,900円 | 8,900円 |
| | 35歳以上 | | | 11,900円 | 17,900円 |